第三条　水防法の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「第二十五条の十一第一項」を「第二十五条の二十三第一項」に改める。

第十四条第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川

第十四条第二項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川

第十四条の二第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

第十四条の二第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

（建築基準法の一部改正）

第四条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第八十八条第四項中「第三十五条の二第一項本文」の下に「、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十七条第一項若しくは第六十二条第一項」を加える。

（下水道法の一部改正）

第五条　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条の九」を「第二十五条の二十一」に、「第二十五条の十―第二十五条の十八」を「第二十五条の二十二―第二十五条の三十」に改める。

第五条第一項第五号中「次条第三号」を「第三項及び次条第四号」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前条第一項の事業計画においては、前項各号に掲げるもののほか、浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨（以下「計画降雨」という。）を定めることができる。

3　予定処理区域の全部又は一部について水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条の二第一項又は第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定があつた場合における前項の規定の適用については、同項中「定めることができる」とあるのは、「定めなければならない」とする。

第六条第二号中「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「雨水公共下水道に係るものにあつては、排水施設」を削り、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　計画降雨が定められているものにあつては、排水施設及び終末処理場（雨水公共下水道に係るものにあつては、排水施設。次号において同じ。）の配置及び能力が計画降雨に相応していること。

第七条の二を第七条の三とし、第七条の次に次の一条を加える。

（操作規則）

第七条の二　公共下水道管理者は、その管理する排水施設を補完する施設のうち、河川その他の公共の水域又は海域から当該排水施設への逆流を防止するために設けられる樋門又は樋管（操作を伴うものに限る。次項において「操作施設」という。）については、国土交通省令で定めるところにより、操作規則を定めなければならない。

2　前項の操作規則は、洪水、津波又は高潮の発生時における操作施設の操作に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3　前項の規定は、第一項の操作規則の変更について準用する。

第十二条の二第二項中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十」に改める。

第十四条第一項中「第二十五条の十五第二項」を「第二十五条の二十七第二項」に改める。

第二十三条の二中「（昭和二十四年法律第百九十三号）」を削る。

第二十五条の二中「ある区域」の下に「（第四条第一項の事業計画に計画降雨が定められている場合にあつては、都市機能が相当程度集積し、当該計画降雨を超える規模の降雨が生じた場合には、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域）」を、「よつては浸水被害」の下に「（同項の事業計画に計画降雨が定められている場合にあつては、当該計画降雨を超える規模の降雨が生じた場合に想定される浸水被害。以下この節において同じ。）」を加える。

第二章の二中第二十五条の十八を第二十五条の三十とし、第二十五条の十七を第二十五条の二十九とする。

第二十五条の十六第一項中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十」に改め、同条を第二十五条の二十八とし、第二十五条の十五を第二十五条の二十七とし、第二十五条の十四を第二十五条の二十六とする。

第二十五条の十三中「第二十五条の十一第一項」を「第二十五条の二十三第一項」に改め、同条第二号中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十」に、「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「（雨水流域下水道に係るものにあつては、排水施設）」を削り、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　計画降雨が定められているものにあつては、排水施設及び終末処理場（雨水流域下水道に係るものにあつては、排水施設。次号において同じ。）の配置及び能力が計画降雨に相応していること。

第二十五条の十三を第二十五条の二十五とする。

第二十五条の十二第一項第四号中「次条第三号」を「第三項及び次条第四号」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前条第一項の事業計画においては、前項各号に掲げるもののほか、計画降雨を定めることができる。

3　流域関連公共下水道の予定処理区域の全部又は一部について水防法第十四条の二第一項又は第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定があつた場合における前項の規定の適用については、同項中「定めることができる」とあるのは、「定めなければならない」とする。

第二十五条の十二を第二十五条の二十四とし、第二十五条の十一を第二十五条の二十三とし、第二十五条の十を第二十五条の二十二とし、第二章第二節中第二十五条の九の次に次の十二条を加える。

（雨水貯留浸透施設整備計画の認定）

第二十五条の十　浸水被害対策区域（特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第二条第二項に規定する特定都市河川流域の区域を除く。）において、雨水貯留浸透施設（雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であつて、浸水被害の防止を目的とするものをいう。以下同じ。）の設置及び管理をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関する計画（以下「雨水貯留浸透施設整備計画」という。）を作成し、公共下水道管理者の認定を申請することができる。

2　雨水貯留浸透施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　雨水貯留浸透施設の位置

二　雨水貯留浸透施設の規模

三　雨水貯留浸透施設の構造及び設備